

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案（仮称）について（概要）

令和 3 年 2 月 22 日
国 土 交 通 省

I. 背景

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号。以下「法」という。）は、令和 2 年 6 月 19 日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において政令で定めることとされた事項について定めるため、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和 2 年政令第 313 号）を改正する必要がある。

II. 概要

1. 登録の更新に係る手数料について（法第 3 条第 5 項関係）

賃貸住宅管理業者の登録の更新に必要な手数料の額は 18,700 円（オンラインにより登録の更新の申請を行う場合は、18,000 円）とする。

2. 書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の委託者等の承諾について（法第 13 条第 2 項関係）

管理受託契約の締結前又は締結時に交付する書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供しようとする賃貸住宅管理業者は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類等を示し、当該相手方から承諾を得なければならない旨の規定をもうける。

3. その他

その他所要の改正を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和 3 年 3 月

施行日 : 令和 3 年 6 月